

目 次

○第1号（11月29日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 議案第89号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
日程第 4 議案第90号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第 5 議案第91号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第 6 議案第92号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について	8
日程第 7 議案第93号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について	10
日程第 8 議案第94号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	13
日程第 9 議案第95号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	14
日程第10 議案第96号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について	15
閉 会	17

令和元年第3回

榛東村議会臨時会会議録

第 1 号

11月29日(金)

令和元年第3回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和元年11月29日（金曜日）

議事日程 第1号

令和元年11月29日（金曜日）午前10時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第89号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 4 議案第90号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 5 議案第91号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第92号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
 - 日程第 7 議案第93号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第 8 議案第94号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第 9 議案第95号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第10 議案第96号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
8番	清 水 健一 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	村 上 誠 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君
		事 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前10時15分開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和元年第3回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付しました日程により会議を行います。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

3番蜂巢實議員、4番村上慎一議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

第3回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 議案第89号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第89号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第89号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は2ページでございます。議案参考資料につきましては1ページでございます。

一般職の職員及び常勤特別職の給与改定に準じまして議会議員の期末手当、支給率の改定を行おうとするものでございます。

この一部改正条例につきましては、施行日の異なる改正を行うため2条立てとなっております。

初めに、第1条におきまして、現行の12月の期末手当支給月数2.225月を0.05月引き上げ、2.275月といたしまして、公布の日から施行をするものでございます。

次に、第2条におきまして、期末手当の支給月数につきまして12月期分を0.025月引き下げ、6月期分を同月数引き上げるものでございます。年間の支給月数4.5月につきましては、増減なしでございます。第2条の改正部分につきましては、令和2年4月1日から施行をいたすものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第89号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第89号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） この89号につきまして、89号、それから90号、91号とあるんですけども、91号は、これ法律の改正に伴っての職員、それから会計年度職員の給料の改正ということですけども、この89号は、これはそうではありません。これは一般職の職員の給与改定に準じということなんです。これは住民から見ると、一般職の職員の給与改定に乗じというふうにも読める内容になっています。

以上、反対討論です。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 改正に賛成の立場で討論を行います。

この改正は人事院の改定ということで、村もそれに従って条例の改正をするべきだと思い、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第89号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第90号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第90号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

[総務課長 清村昌一君発言]

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第90号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は4ページ、議案参考資料につきましては3ページでございます。

一般職の職員の給与改定に準じまして常勤特別職の期末手当の支給率の改定を行おうとするものでございます。

この一部改正条例につきましては、施行日の異なる改正を行うため2条立てとなっております。

初めに、第1条におきまして、現行の12月の期末手当支給月数2.225月を0.05月引き上げ、2.275月とし、公布の日から施行をするものでございます。

第2条におきましては、期末手当の支給月数につきまして12月期分を0.025月引き下げ、6月期分を同月数引き上げるものでございます。

こちらの改正につきましては、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第90号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第90号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは特別職ということで人のことになるので、ちょっと言いづらいんですけども、これも先ほどあったのと同じに、これは法改正、また人事院勧告に伴うものではありません。これ一般職の職員の給与改定に準じて改正するということですので、反対です。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 10番小山です。

賛成の立場で討論いたします。

国、県に準じ引き上げられるということで、全国的と言いますか、その流れでの条例改正でございます。よって賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第90号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第91号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第91号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第91号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は5ページ、議案参考資料につきましても5ページでございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準じまして村職員の給与及び会計年度任用職員の給料の改定を行うものでございます。

初めに、第1条において改正いたします榛東村職員の給与に関する条例につきましては、給料表について初任給及び若年層の給料月額を引き上げる改定を行うとともに、12月に支給する勤勉手当の支給率を0.05月引き上げる改定を行うものでございます。

第2条におきまして改正いたします榛東村職員の給与に関する条例につきましては、勤勉手当の支給月数につきまして12月期分を0.025月引き下げ、6月期分を同月数引き上げるものでございます。また、住居手当につきまして支給対象となります家賃額の下限を現行の1万2,000円から1万6,000円に引き上げるとともに、支給月数の上限を現行2万7,000円から1,000円引き上げまして2万8,000円とするものでございます。

第3条におきまして改正いたします会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、一般職の職員に準じまして給料月額を引き上げる改定を行うものでございます。

附則第1条第1項におきましては、改正条例の第1条、12月期の勤勉手当の支給月数を改定するもの、それと給料表の改定を行うものでございますけれども、こちらにつきましては公布の日から施行し、改正条例第2条の規定、勤勉手当の支給月数を6月、12月を同じ月数とする改定、それと住居手当の改定でございますけれども、それと第3条の規定、こちらは会計年度任用職員の給料月額の改定でございますけれども、こちらにつきましては、令和2年4月1日から施行する旨を規定してございます。

第2項におきましては、一般職の職員の給料表の改定は本年4月1日にさかのぼって適用する旨を規定してございます。

附則第2条におきましては、給料表の引き上げ等の遡及適用に伴いまして、これまで改正前の条例により支給された給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなす旨を規定してございます。

附則第3条では、この改正条例の施行に関しまして必要な事項は、規則へ委任する旨を規定してございます。失礼しました。附則第3条につきましては、住居手当が2,000円を超える減額となる職員につきまして1年間の経過措置を定めてございます。附則、先ほど第3条というところで説明をさせていただいた改正条例の施行に関しその事項は規則で定める旨の規定につきましては、附則の第4条でございます。失礼いたしました。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第91号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第91号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第91号 榛東村職員の給与に関する条例及び榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第92号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第92号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第92号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案参考資料は16ページでございます。

地方公務員法の一部改正によりまして一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確が図られました。これに伴いまして会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものでございます。

第1条は趣旨規定でございまして、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の委任規定に基づきまして会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定める旨を規定してございます。

第2条では、使用する用語の意義を規定してございます。

第3条におきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める旨規定してございます。

第4条、第5条におきまして週休日及び勤務時間の割り振りを規定してございます。

第6条におきましては、週休日の振りかえ等につきましては、常勤職員の例によるという旨を規定してございます。

第7条、休憩時間の関係につきましても常勤職員の例によるという規定を置いてございます。

第8条、休息時間でございますけれども、こちらにつきましても常勤職員の例による旨の規定を置いてございます。

第9条におきましては、正規の勤務時間以外の勤務における勤務ということで、設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受等、監視または断続的な勤務をすることを命ずることができる旨を規定してございます。

第10条では、育児または介護を行う会計年度任用職員の早出、遅出勤務等については、常勤職員の例による旨の規定を置いてございます。

第11条でございますけれども、育児または介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定については、常勤職員の例による旨の規定となっております。

第12条では、勤務時間等条例第9条の規定を準用した休日について規定してございます。

第13条におきまして代休日の指定等については常勤職員の例によるという規定を置いてございます。

第14条は休暇の種類でございますけれども、年次有給休暇及び特別休暇とするという規定でございます。

第15条につきましては、労働基準法第39条の規定に基づきまして年次有給休暇を付与する旨の規定でございます。

第16条は特別休暇の関係でございましてけれども、選挙権の行使、結婚、出産等々の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として、規則で定める場合における休暇を付与する旨の規定でございます。

また、17条では、村長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等につきまして定めてございます。

18条では、この条例に規定するもののほか、勤務時間、休暇等に関しまして必要な事項は規則で定める旨を委任する規定でございます。

附則第1条で令和2年4月1日から施行するものとするとしてございます。

附則第2条でございますけれども、この条例の施行日の前日に非常勤一般職、非常勤特別職に属する職員であった者の有給休暇の日数についての経過措置を定めてございます。

附則第3条におきまして榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することとしております。この改正は、会計年度任用職員の勤務時間等については別に条例で定める旨を規定しているものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第92号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第92号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第92号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第93号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第93号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） では、議案第93号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案参考資料は20ページ、お願いいたします。

まず、議案書ですが、一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ367万9,000円を加え、総額を58億3,168万6,000円とする補正でございます。今回の補正につきましては、先ほど可決いただきました報酬条例、給与条例、これらの改正に伴い議会議員及び常勤特別職の一時金の支給月数の引き上げに伴います手当、それから、職員給与費につきましては、月例給及び一時金の支給月数の引き上げに伴います給与費等の増額を計上してございます。関連いたしまして共済費や特別会計への繰出金を増額しております。

議案参考資料の20ページ、ごらんください。

歳入では、20款、1項、財政調整基金繰入金367万9,000円の増額。歳出では、条例改正に伴います報酬、給与費、共済費の補正といたしまして351万2,000円、特別会計への繰出金といたしまして16万7,000円の増となっております。

同じく議案参考資料の32ページ、お願いいたします。

給与費明細書です。一番下の比較の項をごらんいただきたいと思います。

村長等常勤特別職及び議会議員の期末手当で27万2,000円の増。それから、次の33ページに移っていただきまして、一般職では（1）の比較の項ですが、給料で54万8,000円、職員手当で244万5,000円、共済費で24万7,000円、合計といたしまして324万円の増であります。なお、職員手当の内訳は下の表のとおりとなっております。

一般会計補正予算（第3号）の説明は以上となります。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第93号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第93号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） この3号なんですけれども、歳出予算に榛東村職員の給与に関する条例等の改正と、351万2,000円とありますが、先ほど言ったように、特別職の給与、それから議員の報酬というのが含まれていますので、反対します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 10番小山です。

賛成の立場で討論いたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前9時45分休憩

午前9時46分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 発言を訂正いたします。

賛成の立場で討論を行います。

人事院の勧告、国家公務員の改正ということで、それに準じた公務員全般の改正だと思います。榛東村の職員も一生懸命仕事をしている中で榛東村だけそこから外れるということは、あってはなりません。よって賛成の立場で、この一般会計補正には賛成いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第93号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成10人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第94号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)について

○議長(南 千晴君) 日程第8、議案第94号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

[上下水道課長 山口誠一君発言]

○上下水道課長(山口誠一君) 議案第94号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。あわせて議案参考資料35ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,036万6,000円とするものでございます。今回の補正は、議案第91号でご可決いただきました給与条例の改正に伴い職員給与等の補正を行うものでございます。

議案参考資料35ページ、主要事項でございます。

歳入予算につきましては、5款、1項、一般会計繰入金として補正額5万8,000円、歳出予算につきましては、2款、1項、建設費として補正額5万8,000円でございます。

歳出予算の内訳でございますが、議案参考資料36ページをごらんください。

歳入補正予算の事項別明細書でございます。39ページ、給料1万8,000円、職員手当等3万4,000円、共済費6,000円、合計で5万8,000円でございます。

議案参考資料40ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。職員数等に変更はございません。その他の説明については省略をさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第94号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第94号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第95号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第95号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第95号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書24ページをお願いいたします。あわせて議案参考資料は42ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,367万6,000円とするものでございます。今回の補正は、議案第91号でご可決いただきました給与条例の改正に伴う職員給与等の補正でございます。

議案参考資料42ページ中ほどでございます。

主要事項で、歳入予算につきましては、4款、1項、繰入金として補正額10万9,000円、歳出予算につきましては、1款、1項、総務費として補正額10万9,000円でございます。

議案参考資料43ページからは、歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

歳出の内訳でございます。給与として1万8,000円、職員手当等1万8,000円、共済費で7万3,000円、合計で10万9,000円の補正でございます。

議案参考資料47ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。職員数等については変更はございません。その他の説明については省略をさせていただきます。

以上で議案第95号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第95号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第95号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第95号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第96号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第96号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第96号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）
についてご説明申し上げます。

議案書は27ページをお願いいたします。あわせて議案参考資料49ページをお願いいたします。

今回の補正は、議案第91号でご可決いただきました給与条例の改正に伴う職員給与費等の補正でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして、水道事業費用より29万1,000円を減じ、予算額を2億8,410万円とするものでございます。あわせて予算第7条に定めた経費の金額を1,779万8,000円とするものでございます。

議案参考資料49ページ中ほどでございます。

水道事業費用において1款、1項、営業費用29万1,000円の減、こちらは総掛かり費の職員の給料、手当、法定福利等の増減による減額でございます。

議案参考資料51ページをごらんください。

補正予算説明書でございます。節の項目、給料で3万6,000円、手当で6万1,000円、法定福利費38万8,000円の減でございます。

議案参考資料52ページをお願いいたします。

職員費明細書でございます。職員数等については変更はございません。その他の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で議案第96号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 今回は人事院勧告等の変更で給与、みんな少しずつアップになっているんですけども、この項目だけ、先ほど課長言われた51ページですか、給料とすれば3万6,000円アップ、手当が6万1,000円アップ、法定福利費が6倍ぐらいの38万8,000円減なんですけれども、この内容とのはどんなものなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 法定福利費の38万8,000円の減につきましては、一般会計で言うところの共済費に当たる部分になってございます。当初予算で計算しております共済費の掛金率に対し、今回示されている掛金率が下がったことにより水道会計での法定福利の負担が軽減されたということで、今回補正に合わせ法定福利費を38万8,000円減額しているものでございます。掛金率の変更に伴うものです。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第96号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第96号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第96号 令和元年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、令和元年第3回臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 蜂 巢 實

榛東村議会議員 村 上 慎 一